平成２３年（フ）第４８２１号
大阪府寝屋川市中木田町21番18号
債務者　成松　英樹
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８６９号
大阪市住吉区苅田６丁目18番８―501号
債務者　藤田よし子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０８６号
大阪府寝屋川市三井南町30番２―607号
債務者　長谷川夕香（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３１１号
大阪府門真市舟田町12番26号
債務者　中村こと　山形　明美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５３号
大阪府交野市私市５丁目７番17号
債務者　藤尾　直司
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７８号
大阪市生野区巽中１丁目24番１号　ルミエール北巽302号
債務者　岡田　和也
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５１３号
大阪市生野区新今里４丁目12番３―303号
債務者　田代　宏美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５３６号
大阪府枚方市印田町３番２号
債務者　永元　秀幸
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５４７号
大阪市東成区大今里２丁目12番４号
債務者　竹田文雄こと　金　　洪鉉
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５４９号
大阪市住吉区苅田８丁目10番８号　寺西マンション202号
債務者　中村　晴信
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６１号
大阪府茨木市並木町19番17号、住民票上の住所大阪府茨木市星見町２番５号の15
債務者　村上　智子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５７０号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―1025号
債務者　船見　清治
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６０３号
大阪市生野区林寺４丁目８番20号　中井ハイツ林寺403
債務者　新田美代子こと　任　美代子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１８号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目２番11号　トルナーレ平野201号
債務者　濵田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２５号
大阪市東淀川区菅原６丁目６番15号　第２三恵マンション210号
債務者　川島　将勝
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２６号
大阪府八尾市東山本新町１丁目３番６号　新町別荘
債務者　三和団地サービスこと　東　　光義
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５８号
大阪市東住吉区山坂４丁目９番26号　服部メモリアルハイツ301号
債務者　笹田美智子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部